

弘前商工会議所
会頭 清藤 哲夫 様

平成31年度重点要望事項に対する回答書

弘 前 市

要望事項22項目(うち最重点要望事項3項目、重点要望事項19項目)

NO.	新規・継続 の別	重点要望事項	弘前市主管部課	ページ
最重点要望事項				
1	新規	若者の地元就職・地元定着の促進並びに人材育成について	商工振興部 商工政策課	1
2	新規	「弘前ブランドセンター」構想を含んだ弘前版DMOの早期実現について	観光振興部 観光政策課 商工振興部 商工政策課	3
3	新規	弘前市中心市街地活性化基本計画事業の促進について	商工振興部 商工政策課 都市環境部 都市政策課	5
重点要望事項				
1	新規	弘前市立小・中学校の室内空間における青森県産木材の使用について	教育委員会 学務健康課 商工振興部 商工政策課	7
2	新規	市内小・中学校の教室と通学路の整備について	教育委員会 学校づくり推進課 建設部 建設政策課 道路維持課 市民文化スポーツ部 市民協働政策課	9
3	新規	受動喫煙防止に係る環境整備について	健康福祉部 健康づくり推進課	11
4	新規	医療支援について	健康福祉部 健康づくり推進課	12
5	継続	冬期間の雪対策について	建設部 道路維持課 都市環境部 スマートシティ推進室	14
6	新規	吉野町の赤煉瓦倉庫の保存について	都市環境部 吉野町緑地整備推進室	16
7	継続	JR弘前駅とえきどてプロムナード間のアクセス性の向上について	建設部 建設政策課 商工振興部 商工政策課	17
8	継続	国土強靱化に伴う防災減災、インバウンド等に対応した新たな社会資本設備の策定について	建設部 建設政策課 都市環境部 都市政策課	19
9	新規	空き家・空き地の活用対策について	企画部 企画課 建設部 建築指導課	21
10	新規	土手町一方通行規制解除に向けた検討について	都市環境部 都市政策課 商工振興部 商工政策課	23
11	継続	地域内公共交通ネットワークの再構築について	都市環境部 都市政策課	25
12	継続	日本一の生産量を誇るりんご王国を維持するための継続的な支援について	農林部 りんご課 農業政策課 健康福祉部 国保年金課 企画部 企画課	27

NO.	新規・継続 の別	重点要望事項	弘前市主管部課	ページ
13	継続	インバウンド観光客を想定した弘前市公衆無線LAN環境の高度化ならびにポータルサイトの制作について	観光振興部 国際広域観光課 財務部 情報システム課 商工振興部 商工政策課	31
14	継続	「弘前の地酒とシードルで乾杯条例」の早期実現について	商工振興部 商工政策課	33
15	新規	新規創業者・若手クリエイターの支援について	商工振興部 産業育成課	36
16	新規	人口流出の抑制、地元企業の事業拡大、県外企業の誘致のため、市として産業用地の確保・提供に関する積極的な対応・協力について	商工振興部 産業育成課	38
17	継続	働き方改革等に伴う計画的な発注と適切な工期設定について	企画部 法務契約課	39
18	新規	行政と経済団体(若手経営者)との定期的な意見交換の実施について	商工振興部 商工政策課 観光振興部 観光政策課 市民文化スポーツ部 文化スポーツ振興課 企画部 広聴広報課	40
19	新規	高齢者及び女性の復職支援について	商工振興部 商工政策課 健康福祉部 福祉政策課	41

弘前商工会議所要望事項

要望事項	1	若者の地元就職・地元定着の促進並びに人材育成について
要望事項の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合同企業説明会、就職セミナー、インターンシップの実施等、県と市の一体的な事業推進体制の強化を要望 ○ 地元就職の新卒者・若年者層に対する奨学金制度の拡充を要望 	
現状・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 弘前市の生産年齢人口（15～65歳）は、2040年には現在より34%減少すると推定されています。これは市の総生産の減少はもとより、地元企業の「労働力不足」、地域の空洞化に直結する問題であり、人口流出の抑制、つまりは若年層人材の確保、定着へむけた対応が官民挙げての喫緊の課題となっています。 こうした状況を踏まえ、弘前市では若年層の流出を防ぎ、定着を目指すために地元企業の求人掘り起こし、大学や企業と連携しつつ地元就職へむけた施策の推進を図っており、当所でも大学生に対するインターンシップの実施や地元企業のPRにより、若年層の地域定着、労働力の確保にむけた活動を展開しているところであります。 しかしながら、県外企業への就職を希望し、流出する若年層が多いことは否めませんことから、県、市町村、経済団体が緊密な情報交換を行うことが必要不可欠であります。つきましては、合同企業説明会、就職セミナー、インターンシップの実施、地元定着を推進するための人材育成事業等、若者の地元就職・地元定着促進に向けた県と市の一体的な事業推進体制の強化について要望いたします。 ○ 県外企業への就職を希望し、流出する若年層が多いことは、職種のマッチングの問題もあるものの、理由として県外企業の給与水準の高さがあげられており、新卒者が抱える奨学金返済の負担ということが見逃せない状況となっております。現在、公的機関で給付型奨学金を行っているのは、高校生等対象のものは国や都道府県、大学生対象のものは日本学生支援機構だけとなっております。また、地元への就職や定住といった条件が付きませんが、都道府県や市区町村が独自に返還免除規定のある奨学金の貸与や、奨学金の返還の支援をおこなっている自治体もあります。若年労働者の定着率向上、市内事業所が抱える人手不足解消を図る上で必要な施策として、地元就職の新卒者・若年者層に対する給付型奨学金制度の創設並びに奨学金返還支援制度の創設を要望いたします。 	

商工振興部 商工政策課

市の処理方針

現状・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市では、若者の地元就職・地元定着の推進にあたり、市単独ではなく、県や大学、そして地元企業、商工会議所等の関係団体が一体となって、しっかりした連携・協力体制を強化していく必要があると考えており、平成31年度青森県に対する重点要望事項の最重点項目として要望しております。 	
-------	---	--

	<p>○ それに対して、県からは、今まで以上に連携を強化していく旨の回答があったとともに、平成30年7月には、県及び各市、各地区雇用対策協議会等による若者の県内就職や定着、UJIターン就職促進に向けた取組に係る情報共有、今後の連携・協力体制の在り方をテーマとした意見交換会が、県主催により開催されたところです。</p> <p>○ 地元企業へ就職した新卒者及び若年者を対象とした、奨学金関連制度の創設については、平成30年度青森県に対する重点要望事項の中で、奨学金返還支援制度について要望しましたが、国及び他自治体の動向をみながら検討していく旨の回答であり、制度の実施には至っておりません。</p> <p>また、地元企業への就職者を対象とした給付型奨学金制度についても、実施しておりません。</p>
<p>今後の 処理 方針</p>	<p>○ 若者の地元就職・地元定着を促進するために、県や大学、地元企業、商工会議所などの関係団体といったそれぞれの主体が役割分担しながら、一体的かつ有効な推進体制を確立し、地域全体に最大の効果が生み出されるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>○ 地元企業への就職を希望する学生や地元企業へ就職した新卒者、若年者を対象とした新たな奨学金関連制度の創設については、地元就職につながる手法の一つとして魅力ある制度とする必要があることから、国の動向や他自治体の状況も見ながら、制度の必要性や効果について検討してまいりたいと考えております。</p> <p>○ その一方で、弘前大学が中心となって取り組んでいる「オール青森で取り組む「地域創生人財」育成・定着事業（COC+）」が実施した「2017年度キャリア・生活志向と就業先選定に関する調査」では、学生が就職先を選択する際に重視する項目として、企業の福利厚生制度や新人教育体制の充実、職場の雰囲気、企業の将来性などが上位に挙げられております。</p> <p>○ このような調査結果なども踏まえ、地元企業の採用活動支援、インターンシップの実施推進、地元企業と学生のマッチングを図る取組を強化していくほか、中長期的視点での新たな人材育成策にも注力していかなければならないと考えております。地元産業は、農業を含めて先人が築き上げてきた卓越した技術や知恵に裏づけられているものの、そのことを知る機会が少ないのが現状であると認識しており、小中学生の早い段階から農業や製造業、伝統工芸などの地域産業に愛着と関心を持ち、後世に伝え、支える人づくりに取り組むなど、若者の地元就職・地元定着の促進につながる施策について、積極的に推進してまいりたいと考えております。</p>

担当：商工政策課 就労支援係 主幹兼係長 澁谷 卓 内線918

弘前商工会議所要望事項	
要望事項 2	「弘前ブランドセンター」構想を含んだ弘前版DMOの早期実現について
要望事項の内容	<p>○ 当所が検討を行っている「弘前ブランドセンター」構想を含んだ弘前版DMOの早期実現に向けた具体的取り組み(運営協議会、事務局レベルでの準備部会の設立)ならびに、人的支援・経済的支援の両側面からの支援を要望</p>
現状・経緯	<p>○ 当所ではあらゆる弘前地域資源を磨き上げ、国内外への事業展開を支援する窓口機関「弘前ブランドセンター」構想を実現すべく検討作業を行っております。</p> <p>当所の有するネットワークを活用した連携組織体である「弘前ブランドセンター」構想は、「弘前感交劇場」の発展型であり、観光庁が推進する日本版DMOの考え方と同様ではありますが、現状「M(マネジメント・マーケティング)」が弱点となっています。弘前版DMOを構築していくためには「M(マネジメント・マーケティング)」を強化し、販路開拓、市場導入していく必要があります。ついては、早急にDMOの候補となるための作業を進めることを要望いたします。</p> <p>昨年度の進捗状況報告の中で、研究し検討を進めるとの回答をいただいておりますが、弘前版DMOの研究について、具体的に進んでいないのが現状であります。平成27年12月からDMO登録制度の運用開始、翌平成28年2月には第一弾として24法人が登録され、平成30年3月時点では198法人が登録されています。</p> <p>「弘前ブランドセンター」は、参画する各機関がそれぞれの得意分野(ノウハウ)を持ち寄り、弘前地域資源(ヒト・モノ・トコロ)のブランディングを包括的に支援し、将来的に「〇〇と言えば弘前」と広く認識される地域資源を増やし弘前市全体がブランド化されることを目指しております。</p> <p>また、地域ブランドを守る知的財産権についても、他地域で類似した商標が出願されてきており、早急な対応が求められております。</p> <p>つきましては、「弘前ブランドセンター」構想を含んだ弘前版DMOの早期実現に向けた具体的取り組み(運営協議会、事務局レベルでの準備部会の設立)ならびに、人的支援・経済的支援の両側面からの支援を要望いたします。</p> <p>○ 地域資源を活用した新たな需要の掘り起こしは、街や商店街の賑わい創出、活性化ひいては市の税収増にもつながります。民間業者が市内に大型商業施設を出店する際、当市の地域資源である津軽塗・ブナコ・津軽こぎん刺し等の伝統工芸品やりんご・シードルといった農産物、加工品等について、商品の販売、PR、情報発信を「弘前ブランドセンター」の趣旨に沿った形で進める計画がある場合、税金面での優遇措置や専門家派遣などの後方支援を要望いたします。</p>

観光振興部 観光政策課
商工振興部 商工政策課

弘前商工会議所要望事項	
要望事項 3	弘前市中心市街地活性化基本計画事業の促進について
要望事項の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 吉野町周辺整備事業や景観まちづくり刷新支援事業などの基本計画の核となる公共ハード整備事業の計画通りの実施を要望 ○ 弘前市中心市街地活性化協議会に対する支援の継続を要望
現状・経緯	<p>弘前市では、中心市街地活性化に関する法律に基づき弘前市中心市街地活性化基本計画を策定、平成 28 年 3 月 15 日付けで内閣府の認定を受けています。</p> <p>現行計画は二期目であり、平成 20 年 7 月から平成 26 年 3 月までの期間で認定を受けていた一期計画では、「住人（ひと）と商人（ひと）と旅人（ひと）がふれあう“まちなか”」を基本理念に、土手町地区では「土手町コミュニティパーク」、駅前・大町地区では「ヒロロ」などの複合商業施設が整備されるなど、全 54 事業が実施、進捗しました。</p> <p>その後、平成 27 年度の弘前市独自計画を経て、平成 28 年 4 月から平成 33 年 3 月までの 5 ヶ年を実施期間とした二期計画を遂行しています。この二期計画は、「多くの人が集う、活気ある楽しいまち」を基本理念に、弘前市で整備する吉野町緑地周辺整備事業を核事業とし、弘前公園までのエリアを「文化交流エリア」と位置付け、ルネサスアベニューや城東閣をリニューアルする民間事業を盛り込んだ官民一体で強く推進している計画となっています。さらに、本年 3 月には弘前市で実施する市民中央広場等の整備事業を新たに「景観まちづくり刷新支援事業」として計画変更しており、公共ハード整備により中心市街地の新たな魅力と回遊性が加速的に向上していくことが期待されています。</p> <p>また、当所は中心市街地活性化に関する法律に基づき、平成 20 年 1 月より、中心市街地活性化基本計画を推進、総合調整するために組織された弘前市中心市街地活性化協議会を運営しています。</p> <p>平成 31 年度は二期計画 5 年間の 4 年目にあたり、平成 30 年度に開始される民間事業等の効果が表れ始める非常に重要な年となるので、計画遂行に向けて、弘前市、民間事業者、弘前市中心市街地活性化協議会等が更に一丸となって取り組むことが必要となります。</p> <p>以上のことから、弘前市中心市街地活性化基本計画に掲載している公共ハード整備事業の確実な実施と、弘前市中心市街地活性化協議会に対しても引き続き支援を要望いたします。</p>

商工振興部 商工政策課
都市環境部 都市政策課

市の処理方針

現状・経緯	<p>現在の弘前市中心市街地活性化基本計画（以下「中活計画」という）においては、平成29年度末で、公共が実施するハード事業は22事業掲載されており、新規事業等を含めて18事業については既に実施中であり、着実に推進しております。</p> <p>特に、吉野町緑地周辺整備事業については、中活計画において、まちの文化・交流機能の拠点整備事業として位置づけており、市民から観光客まで楽しめるエリアとして賑わいを創出するとともに、地域文化の振興等による市民生活の一層の充実を図るため、美術館を核とする芸術文化施設の整備を進めております。引き続き、より多くの方々に利用していただける、愛される施設になるよう、平成32年度の開館を目指して着実に取り組んでまいります。</p> <p>また、周辺の道路についても住吉山道町線は平成33年度まで、都市計画道路3・4・6号山道町樋の口線は平成34年度までの事業期間として整備してまいります。</p> <p>併せて、景観まちづくり刷新支援事業ではJR弘前駅から禅林街までを景観周遊ルートとして位置づけ、現在、低利用となっている市民中央広場の拡張整備を中心に市役所前庭から塩分町交差点までの歩道的美装化や周遊性向上のための案内板の整備等により回遊性の向上や滞在時間の延伸による観光消費額の向上等につなげてまいります。</p>
今後の処理方針	<p>現在の中活計画の残りの計画期間が2年余りとなり、来年度以降、次期計画の必要性や現計画延長の可能性を検討していくことになるものと考えております。</p> <p>市においては中活計画に掲載されたハード事業の確実な実施により、中心市街地への来街を促進するとともに、民間事業者においては、その機会を積極的に活用して商店街全体の売上増加につなげるための環境整備を実施していただく等、官民の適切な役割分担と連携により、その効果を高める官民一体となった取組を推進してまいります。</p> <p>これらの活動には、まちづくりに関わる様々な主体で構成する弘前市中心市街地活性化協議会との協働が不可欠ですので、今後も連携して中心市街地の活性化に取り組んでまいります。</p>

担当：商工政策課 商業振興係 主査 長谷川 亘 内線961
 都市政策課 政策調整担当 主幹 木村 敬之 内線391

弘前商工会議所要望事項	
要望事項 1	弘前市立小・中学校の室内空間における青森県産木材の使用について
要望事項の内容	<p>○ 子供たちが木に触れる機会を増やし、将来的な森林管理者・木材加工事業所の人材確保、青森県内の森林保護につなげるため、青森県産木材を弘前市立の小・中学校の室内空間に使用することを要望</p>
現状・経緯	<p>現在、青森県では「青い森県産材利用促進プラン」のもと、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づき、青森県内の公共建築物等における県産材の利用促進に関する基本的な考え方を定め、県産材の需要拡大を図っております。</p> <p>弘前市立小・中学校においても県産材を活用した学校空間を目指し、子供達に触れる身近な、机・イスを県産材にすることで、卍学と地元産業をつなげ、教育の素材としていくべきであります。</p> <p>現在弘前市立小・中学校で机・イスの入れ替えが毎年100前後の数量で実施されております。その机・イスに青森県産材を使用し、地域の杉・ブナ・りんごの木・弘前公園のさくらの伐採木等を活用し、地元の木材の活用を通して身近な教育素材としての活用がキャリア教育の一環となるものと考えます。</p> <p>また、森林管理者や木材加工業に従事する職人など、年々人材の確保が難しくなってきました。幼い頃から木材に触れる機会をつくることも必要と考えられます。</p> <p>つきましては、これらの理由により、青森県産木材を弘前市内の小・中学校の室内空間に使用するよう要望いたします。</p>

教育委員会 学務健康課
商工振興部 商工政策課

市の処理方針	
現状・経緯	<p>弘前市立小・中学校の児童生徒用の机・椅子については、毎年学校に更新希望数の調査をしたうえで、市教育委員会において予算の範囲内で更新しております。</p> <p>現在市が購入している机・椅子は市販品であり、仕様において特に県産材使用とはしておりません。</p>

今後の
処理
方針

県産材を使用した机・椅子については、地元の木材を活用した教育素材として効果があるものと考えており、価格等について現在調査しております。
その調査結果を踏まえながら、実現可能かどうか検討してまいります。
また、伝統工芸品をはじめとした市内製造業には、斬新な発想と卓越した技能による製品を世に送り出すなど、地元で培われた技術力を多くの市民に対して改めて周知を図るとともに、小中高生がそうした技術に触れる、知る機会を増やし、職業観の醸成や地域の緑を守る環境問題などへの関心を高めることなど様々な角度から検討してまいります。

担当：学務健康課 学務係 係長 中道 哲郎 内線 6 5 3
商工政策課 物産振興担当 総括主幹 太田 尚亨 内線 9 2 7

弘前商工会議所要望事項

要望事項 2

市内小・中学校の教室と通学路の整備について

要望事項の内容

○ 市内小・中学校生が勉強しやすい環境づくりについて、教室の冷房設備の設置と安全な登下校が出来る通学路の歩道の整備・街灯設置について要望

現状・経緯

○ 今年に限らず、早い年は6月後半から気温上昇が激しく、9月末まででも相当に気温が高い状態が続いています。かつての気候を前提にした思考、行動はもはや用をなさないことが明白であり、北国であるから空調は不要、という発想からいち早く脱却すべきであるかと思われまます。教室環境から考え、児童生徒が30名以上座を占め、加えて学校建築の多くは彩光重視のため、直射日光が差し込む設計が大半を占め、教室の片側は壁であり風通しが悪く、教室環境は往々にして35度を超えると想像できます。

まず、関係部署におかれては夏期期間の平均的な気温ではなく、日常的な温度・湿度・熱中症指数といった教室内環境の現地調査を行い、その上で適切な空調の整備を検討すべきと考えます。

快適な学習環境は集中力を高めることに繋がり、夏休み期間の短縮など、授業時間数の確保に繋がります。勉強をする上で学校が最も不快な場所ということが向学心、学力低下を招く遠因ともなりかねません。また少子化対策として弘前市移住を訴える上でも、子供の学習環境の善し悪しが大きな要因になると考えております。

3. 11 震災以後、多くの小中学校にはソーラーパネル発電設備が設置され始めました。夏の強い日差しによる太陽光発電により、冷房を機能させることが可能であれば、持続可能な社会を目指すという文部科学省の学習指導要領の目的にも合致した施策にも直結いたします。

上記の現状・経緯より、市内小中学校の冷房設置を要望いたします。

○ 小・中学校の通学路については、通学路の安全対策を総合的に推進するため、弘前市では平成27年2月に、弘前市通学路安全推進会議を設置し、危険な箇所は現地と逐次協議の上、改修していくとされていますが、歩道はいまだに危険な箇所も多く、街灯も未整備の地域が多く見受けられます。子どもたちの安全な登下校のため、通学路の歩道の整備と街灯の設置について要望いたします。

教育委員会 学校づくり推進課

建設部 建設政策課

建設部 道路維持課

市民文化スポーツ部 市民協働政策課

市の処理方針

現状・経緯	<p>○小・中学校への空調整備 教室への冷房設備の設置については、家庭における冷房設備の普及や気象状況の変化を考慮するとともに、子ども達の教育環境の充実という観点からも、整備することが望ましいものと考えておりましたが、財政負担が非常に大きいことから積極的に整備を進めることは難しい状況にありました。</p> <p>そこで、夏場の高温により児童生徒が体調不良を訴えた際、その悪化を防ぐとともに早期の体調回復を図ることを目的として、今年度、市の単独事業として全市立小・中学校の保健室に冷房設備を設置したところです。</p> <p>○通学路の歩道整備と街灯設置 弘前市通学路交通安全プログラムに基づき、市立小学校については約7年に1回のペースで、道路管理者や交通管理者など関係機関と合同で通学路の点検を行っているほか、今年度は国からの通知を受け、全小学校で防犯の観点での点検も実施しております。</p> <p>その中で、歩道に関しては通学路や住宅が密集している路線を優先的に整備しており、また防犯灯に関しては、平成26年度に多数の町会要望箇所や通学路を確認し、市内全域で470基、うち通学路には109基を新たに設置しています。平成27年度以降は町会等からの要望があった箇所を調査し、優先度の高いところから設置することとしております。</p>
今後の処理方針	<p>○小・中学校への空調整備 昨年の猛暑を受け、国において熱中症対策として冷房設備の整備を推進するための臨時特例交付金が創設されました。</p> <p>この臨時特例交付金は既存の補助制度に比べて極めて有利な財政支援となっていることから、改めて冷房設備の設置について検討し、小・中学校の全ての普通教室及び音楽室に設置することといたしました。</p> <p>今後は設計業務等を進め、平成31年度中に設置を完了する計画となっております。</p> <p>○通学路の歩道整備と街灯設置 交通安全や防犯の観点から、今後も引き続き、合同点検等を通じて危険箇所の把握に努め、歩道の対策実施に向けて道路管理者等と協議検討してまいります。また、防犯灯についても、市民の安全を図るため、通学路を含め要望箇所を確認し、優先度の高いところから設置してまいります。さらに、各小学校にボランティア活動用のベストや腕章を配布するなど登下校の見守り活動の支援も行いながら、子どもたちの安全安心な通学環境の確保に努めてまいります。</p>

担当：学校づくり推進課	施設係	係長	大淵 覚	内線745
学校づくり推進課	改革推進係	主事	齋藤 佳太	内線666
建設政策課	改良係	係長	赤石 浩史	内線413
道路維持課	維持係	総括主査	齋藤 亨	内線451
市民協働政策課	市民生活係	主査	今 貴雄	内線987

弘前商工会議所要望事項	
要望事項 3	受動喫煙防止に係る環境整備について
要望事項の内容	<p>○ 弘前市の受動喫煙防止対策における「分煙による喫煙者と非喫煙者の共存」の検討を要望</p>
現状・経緯	<p>受動喫煙防止対策を強化する改正健康増進法が成立し、2020年4月には全面施行されることとなっているため、全国的に受動喫煙防止対策の動きは今後さらに加速されると予想されます。すでに東京都では国の規制案よりはるかに厳しい「受動喫煙防止条例」を成立させ、「従業員を雇う飲食店は面積に関係なく原則禁煙」とする非常に厳しい内容となっております。飲食店の営業形態によっては、安易に全面禁煙化などの受動喫煙防止対策を講じることは客離れを招く恐れもあり、今回の都条例の成立は当市の飲食業界に置き換えても大きな問題となります。</p> <p>このことから、弘前市における将来的な受動喫煙防止対策については、国の方針に沿った形での段階的な措置とすることを要望いたします。</p>

健康福祉部 健康づくり推進課

市の処理方針	
現状・経緯	<p>たばこの健康被害防止を目指し、市では平成28年8月に「弘前市たばこの健康被害防止対策の指針」を策定し、平成29年3月には、「弘前市たばこの健康被害防止対策行動計画」を策定しております。</p> <p>また、平成29年10月には、市が所管する公共施設について、先導的立場で受動喫煙対策を適切かつ着実に実行することを目的とし、施設の管理者が対策を進める上で、必要な方針、考え方、取組方法などを具体的に整理したマニュアルを作成しました。</p> <p>この指針や行動計画等に基づいて、市をはじめとして、市民、関係者（団体）などの各主体がそれぞれの役割を認識しながら一体となって、継続的かつ段階的に取組を進めることとしております。</p>
今後の処理方針	<p>市といたしましては、平成29年3月に策定した「弘前市たばこの健康被害防止対策行動計画」に基づいて、特に受動喫煙防止対策の観点から、不特定多数が集まる公共施設等での取組を推進してまいります。</p> <p>また、市民等に対しましては、引き続き「指針」の周知に努めるとともに、たばこの健康被害防止に対する機運の醸成や喫煙者の意識変容を促し、自主的かつ積極的な取組を促してまいります。</p> <p>併せて、国の方針に基づいた受動喫煙防止対策に取り組んでまいります。</p>

担当：健康づくり推進課 健康づくり総合推進担当 主査 館山 陽平 内線452

弘前商工会議所要望事項

要望事項 4 医療支援について

要望事項の内容

- がんの手術や治療を受けている患者が負担している医療用ウィッグや乳房形成器具、形成手術等への費用負担軽減のための補助金制度を要望
- 骨髄移植等ドナーの負担軽減と登録者の増加を図るため、ドナー及びドナーの勤務する事業所へ、奨励金を交付する制度の創設を要望

現状・経緯

- 津軽地域の人口10万人あたりの女性のがん患者数は487人と全国平均より高い状況にあります。また、現在弘前市では健康診断による大腸がんやポリープの発見に伴う手術費用に対しての補助はありますが、その他がん患者に対しての補助はない状態です。また県からも補助はなく、県内でも補助を出している自治体はないという状態です。
 なお、東北では自治体として秋田県と秋田県内の12市、岩手県の北上市、山形県内31市、宮城県内3市が医療用ウィッグや乳房補正器具に対して2万円～3万円程度の助成金を出しております。
 弘前市においてもこれらの自治体と同じように、女性のがん患者の社会参加・早期職場復帰のため、医療用ウィッグ等への補助金制度を要望いたします。
- 骨髄移植等のドナーと患者が非血縁者である場合、数百人～数万人に1人しか適合しないと言われております。適合した場合、ドナーは手術だけでなく、確認検査や健康診断、最終同意面談で通院するほか、最終同意後にも採取する病院へ数回通う必要があります。ドナー本人の仕事や家庭へ及ぼす負担が大きくなっております。そのため、ドナー本人が骨髄等提供の最終同意前に提供を断るケースが少なくありません。
 ドナーの負担軽減と移植登録者を増やすため、ドナー及びドナーの勤務する事業所へ奨励金の交付制度を創設し、市民の「いのち」を大切にする市政運営を要望いたします。

健康福祉部 健康づくり推進課

市の処理方針

現状・経緯

- 現在市では、がんの早期発見・早期治療により、がん死亡を低減させることを目的に、県内で初めての胃がん内視鏡検診を実施するなど、がん対策に力を入れており、まずは、多くの人に検診を受けていただき、精密検査になった場合は早めに受診し治療に結びつける取組を行っているところです。
 医療用ウィッグや乳房形成器具、形成手術等の費用に対する経済的な支援については、県において、がん患者の生活支援を全国的な課題と考え、平成30年6月に北海道・東北7県の連名により、「ウィッグ等補正具購入費助成制度」の創設を国に要望しているところです。

	<p>○ 骨髄等の提供希望者の増加及び骨髄等移植の推進を図るため、平成31年1月から、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄又は抹消血 幹細胞の提供が終了したドナーに対して、通院・入院等に要した日数について、7日を上限とし、1日につき2万円、当該ドナーが勤務している県内の事業所に対して、国・地方公共団体やドナー休暇の取得が可能なものを除き、ドナーが通院・入院等に要した日数について、7日を上限とし、1日につき1万円の奨励金を交付する制度を創設しました。</p>
<p>今後の 処理 方針</p>	<p>○ 現時点では、医療用ウィッグ等への補助金制度の創設は考えておりませんが、がんの手術や治療を受けている患者さんの身体的・精神的な負担は大きく、さらに経済的負担や就労問題などの社会的な負担が問題視されている中、がん患者への生活の質の向上を含めた対策が求められていると考えております。</p> <p>市といたしましては、国や県、他の市町村の動向等も注視しながら、がん患者への生活支援の在り方や課題等について研究してまいりたいと考えております。</p> <p>○ 平成31年1月から奨励金の交付制度を実施しており、制度の周知のほか、ドナー登録及び提供にご協力いただけるよう普及啓発を行ってまいります。</p>

担当：健康づくり推進課 成人保健・がん対策担当 総括主査 澤居 吏香子 内線452
健康づくり推進課 健康管理係 主幹兼係長 渋谷 輝之 内線452

弘前商工会議所要望事項	
要望事項 5	冬期間の雪対策について
要望事項の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 官民一体による雪対策の一環として、融雪設備設置全般に係る市の補助について要望 ○ 冬期間における狭い路地の排雪回数を原則年1回ではなく、雪の状況に応じて年数回にわたる実施を要望
現状・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市では市内に土地または建物を所有する個人および法人・町会に対し、金融機関等から貸付けを受けて敷地内に融雪装置を新たに設置する場合、その利子の一部または全部を負担しております。一方不動産関係業者が行う住宅地造成の際に新たに造る道路の融雪設備設置については補助が行われていない状況であることから、個人法人問わず、市内での融雪設備設置に係る費用全般に対して一定の補助を要望いたします。 ○ 冬期間、特に降雪の多い年については、路地の除雪による堆雪が歩行者や児童の通行のさまたげになっているばかりでなく、緊急車両の進入も難しくなっております。学童や市民の安全・安心な生活のためにも原則年1回程度の排雪ではなく、降雪量に応じて小まめに排雪をしていただくよう要望いたします。

建設部 道路維持課

都市環境部 スマートシティ推進室

市の処理方針	
現状・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 官民一体による雪対策の一環として、融雪設備設置全般に係る市の補助について要望 <p>融雪施設設置に係る市の補助制度については、弘前市融雪装置設置資金貸付制度を実施しており、融雪装置の普及促進により、冬期間における快適な市民生活の向上を目的として、融雪装置の購入費、設置工事費及び排水工事費に要する経費を対象に、金融機関が貸し付けした金額に係る利子相当額を市が支払う制度を実施しております。</p> <p>当該事業は、平成11年度から運用を開始しており平成30年12月現在で合計838件の方々に利用して頂いております。</p> <p>また、民間事業者による宅地開発等で整備される融雪設備の補助については、安全・安心な冬道の確保と快適な雪国生活のため、これまで以上に市と地域が連携し地域における自助・共助・公助による雪対策に取り組む必要があるため、今年度から、地域除雪活動支援事業を拡充し、道路融雪のための散水消雪施設の所有者に対し、散水消雪施設に係る井戸の揚水機の電気使用料の一部を支援しております。</p>

	<p>○ 冬期間における狭い路地の排雪回数を原則年1回ではなく、雪の状況に応じて年数回にわたる実施を要望</p> <p>狭い路地の除排雪は、一般除雪の作業機械が進入できない幅員2.5m以上、4m未満の生活道路を除排雪する小路除排雪業務により実施しております。</p> <p>また、小路の排雪は、町会と連携を図りながら、路面や積雪状況などにより適宜実施しております。</p>
<p>今後の 処理 方針</p>	<p>○ 官民一体による雪対策の一環として、融雪設備設置全般に係る市の補助について要望</p> <p>弘前市融雪装置設置資金貸付制度については、平成18年度の申請件数をピークに近年は毎年10件未満の新規申請となっておりますが、制度開始から20年が経過していることを踏まえ、当該制度の開始時の利用者においては、修繕及び更新に関する要望が高まる可能性が高いことから制度の運用についても検討してまいります。</p> <p>また、民間事業者による宅地開発等で整備される融雪設備設置に係る費用全般に対する補助については、近年、宅地開発以外にも井戸水を利用した融雪設備の整備が行われており、地域内の井戸水の枯渇や地盤沈下のトラブルも懸念される状況にあることから、地下資源の保護・管理といった環境保全の観点を保持し、またこれまで市で取り組んできた実証・検証を将来の取組に向けた検討材料としながら、融雪設備の補助制度の必要性について検討してまいります。</p> <p>○ 冬期間における狭い路地の排雪回数を原則年1回ではなく、雪の状況に応じて年数回にわたる実施を要望</p> <p>小路の排雪は、原則シーズン1回程度となっていることから、地域と一体となった除排雪体制の構築が必要となっております。</p> <p>市では、小路などの一般除雪が入れない個所を対象に、町会等除雪報償金や町会等雪置き場事業など、地域と連携した助成制度に取り組んでおりますが、より一層の効果上げるため、助成制度の利用促進や拡充に努めてまいります。</p> <p>また、気象状況に応じてパトロールの強化や住民情報などから、随時道路状況を把握することで交通障害の防止を図ってまいります。</p>

担当：道路維持課 課長補佐 山本 正行 内線451
 スマートシティ推進室 主幹 樋口 英之 内線914

弘前商工会議所要望事項	
要望事項 6	吉野町の赤煉瓦倉庫の保存について
要望事項の内容	○ 吉野町の赤煉瓦倉庫の改装に関して、歴史的な外観の保存と、弘前市のシードル発祥地であるという歴史を示し、弘前シードルをPRできるような展示を要望
現状・経緯	<p>吉野町の赤煉瓦倉庫は「吉野町緑地周辺整備事業」の一環として「弘前市芸術文化施設」への改装に向けて今年の5月から工事が着工しております。</p> <p>吉野町の赤煉瓦倉庫は弘前のシードル発祥の地であり、100年以上の歴史を誇る貴重な建造物になります。外観自体も100年以上前の煉瓦ということで古い煉瓦自体も貴重なものとなっており、弘前市の洋風建築として趣深いものとなっております。古い煉瓦の壁もできるだけ残すべきという意見もあります。また、「弘前市芸術文化施設」内にはシードルカフェなども計画されておりますが、カフェだけではなくシードル自体の歴史もPRすることによって、弘前市のシードルのブランド化が図られることができます。改装工事に当たっては、歴史的な外観をなるべく保存することや、弘前のシードル発祥の地であるという歴史をPRできるような展示を要望いたします。</p>

都市環境部 吉野町緑地整備推進室

市の処理方針	
現状・経緯	<p>吉野町煉瓦倉庫の建築改修プランにおいては、「記憶の継承」をコンセプトに残せるものは残しつつ、シードル発祥の地としての歴史性を踏まえ、整備を進めております。</p> <p>また、民間自主事業として展開するC棟においても、シードル工場を設置し、(仮称)弘前市芸術文化施設と一体的な賑わいを創出することとしております。</p> <p>このように、(仮称)弘前市芸術文化施設においては、建築、C棟の運営面において、シードル発祥の地という歴史性を踏まえたものとしておりますが、いずれの棟におきましても、限られたスペースにおいて、美術館を核とする文化交流拠点として必要な機能を数多く取り入れた運用を予定しております。</p>
今後の処理方針	<p>シードル発祥の地に関する展示については、常時、スペースを確保することは難しいものと認識しており、意匠の観点からの検証を加えながら、一時的に企画展示のような形で実施できないかなど、その可能性について事業者と協議いたします。</p>

担当：吉野町緑地整備推進室 主幹 櫻庭 智之 内線944

弘前商工会議所要望事項	
要望事項 7	J R 弘前駅とえきどてプロムナード間のアクセス性の向上について
要望事項の内容	○ J R 弘前駅中央口から大町遊歩道（えきどてプロムナード）へ抜ける地下道へのエスカレーターの設置を要望
現状・経緯	<p>標記について、昨年当所から要望したところ、財政状況及び経済状況を踏まえて設置の必要性を検討していくという回答をいただいております。J R 弘前駅中央口から大町遊歩道（えきどてプロムナード）に抜ける地下道については、エレベーターは設置されているものの、収容人数が少ないことや、出入り口の階段との距離が離れていることから、高齢者のみならず多くの方が階段数の多い地下道の利用を避けている状況です。また、階段の昇降の手間を省くために地下道を利用せずに、横断歩道の無い道路を横切る人が見られ、多くのバスや車が往来している道路を横断することによる事故も懸念されます。</p> <p>現状の地下道では、弘前駅を利用する観光客等が地下道の先に中心市街地へ続く遊歩道（えきどてプロムナード）があることに気付かず、駅から土手町への人の流れをつくる目的で作られた遊歩道の利用促進にも影響を及ぼしています。</p> <p>地下道の利便性の向上は、観光客等の駅前町・土手町間の回遊による中心市街地活性化への寄与、市民はもちろん今後さらに増えていくと思われる観光客も含めた全ての利用者の安全確保、更なるバリアフリー化のための手段として、J R 弘前駅中央口広場地下道へのエスカレーターを設置するなど、アクセス性の向上について要望いたします。</p>

建設部 建設政策課
商工振興部 商工政策課

市の処理方針	
現状・経緯	弘前駅中央口広場地下道へのエスカレーターの設置については、昨年度も同様の要望があり、市としては、設置することで更なる利便性等の向上に繋がるものと考えておりますが、設置には大規模な掘削工事や、施設改修工事を行う必要があり、また、設置後も保守点検費用や電気料金等、多額の費用が必要となることから、今後の財政状況及び経済性等を踏まえ、設置の必要性を検討していく旨、回答したところです。

今後の
処理
方針

弘前駅中央口広場地下道は、市道として管理しておりますが、市は道路管理者として、当該地下道だけに限らず、市が市道として管理する道路について、バリアフリー法の規定により、「道路移動等円滑化基準（弘前市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例）」に適合させるために必要な措置を講ずるよう努める義務が課せられております。

当該地下道は、条例第11条の「立体横断施設」であり、同条第2項により、「移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。」と規定し、更に同条第3項に、「移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障がい者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。」と規定しておりますが、当該地下道の現在の利用状況等を勘案すると、エスカレーターを設置する必要があるとは言えないと考えております。

よって、当該地下道へのエスカレーターの設置は、道路管理及び道路移動等円滑化基準（条例）の観点から、現在のところ必要性がないものと認識しており、設置は考えておりません。

なお、商業者・行政・関係機関等が、適切な役割分担と連携しながら中心市街地の活性化施策に取り組むことにより、商店街の魅力向上や回遊性の向上を図り、遊歩道におけるにぎわい創出や中心市街地の活性化につなげてまいりたいと考えております。

担当：建設政策課 総務係 係長 高橋 修 内線 4 1 1
商工政策課 商業振興係 係長 鼻和 孝夫 内線 2 5 9

弘前商工会議所要望事項	
要望事項 8	国土強靱化に伴う防災減災、インバウンド等に対応した新たな社会資本設備の策定について
要望事項の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近年増加している自然災害をふまえ、早急な社会資本整備の在り方についての検討を要望 ○ 超高齢化社会と訪日外国人旅行者の増加等に対応するために新たな社会資本整備の在り方についての検討を要望
現状・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 度重なる全国での豪雨により、川の増水、土砂崩れや流木等、住民の生命財産が脅かされています。また当市では豪雪など雪対策も長年の課題となっています。つきましては、今後も更なる異常気象が見込まれることから、早急な社会資本整備の在り方について検討を要望いたします。 ○ 超高齢化社会と訪日外国人旅行者の増加等に対応するために、公共施設等のバリアフリー化(道路等の段差の解消・融雪)、良好な水辺空間の形成、農泊の推進(古民家等の改修)、文化財等の修理・整備、公的施設の整備・公開・開放、公園・ビジターセンターの再整備、展望地や自然遊歩道のビューポイントの整備、アクセス道路の整備等、自転車専用道路、電線の地中化など新たな社会資本整備の在り方についての検討も要望いたします。

建設部 建設政策課
都市環境部 都市政策課

市の処理方針	
現状・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昨年は、平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震などにより、これまで経験したことのない事象が起り、重要インフラの機能に支障を来すなど、住民の生活や経済活動に多大な影響が発生しました。 青森県においても大雨の発生回数は、全国同様に増加傾向にあり、その対策として、当市では、局地的な豪雨や大雨による浸水被害の解消や低減を図るため、市街地を中心に、雨水貯留施設の整備や水防資材の配備、排水路や側溝の改修を進めております。 ○ 当市では、高齢者や障がいのある人、子どもや子ども連れの人、観光客や外国人など、誰もが安心して生活し、気軽に出かけられ、訪れることができる街を作っていくため、平成26年3月に「やさしい街『ひろさき』づくり計画」を策定し、日々の暮らしや活動の基盤となる公共施設の整備をはじめ、やさしい街づくりに資するハード・ソフト両面の取組を市民・事業者・行政が一体となって推進していくこととしております。 この計画と連動して、円滑に移動できる街づくりを図るため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」及び「弘前市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例」等に準じ、また道路についての新設又は改築等の際には随時、道路等の段差の解消や融雪等を実施し、効率的・

	<p>効果的な除排雪・融雪による冬期交通の確保、円滑に移動することができる交通ネットワークの確保、街なかの案内・誘導の充実などに取り組んでまいりました。</p> <p>吉野町緑地周辺整備事業については、中心市街地における賑わい創出や地域文化の振興等による市民生活の一層の充実を図るため、美術館を核とする芸術文化施設の整備を進めております。引き続き、市民や観光客など、より多くの方々に利用していただける、愛される施設になるよう、平成32年度の開館を目指して着実に取り組んでまいります。</p> <p>併せて、景観まちづくり刷新支援事業についても、JR弘前駅から禅林街までの景観周遊ルートの魅力向上を図り、滞在時間の延伸による観光消費額の増加を図ってまいります。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">今後の処理方針</p>	<p>○ 昨年の相次ぐ自然災害を踏まえ、国において昨年12月に、防災施設整備などのハード対策とわかりやすい情報発信などのソフト対策を組み合わせた総合的な対策、気候変動の影響を踏まえた治水対策等の推進方針が閣議決定されました。</p> <p>市では、これまで整備してきた既存ストックを有効活用した対策や長寿命化及び老朽化対策をさらに進め、ソフト対策と合わせた取組を今後も進めてまいりたいと考えております。</p> <p>今後、市民の生命や財産を守るため、国、県と連携して減災防災に努めてまいります。</p> <p>○ 当市の65才以上の老年人口は、2025年をピークに減少していく見込みですが、高齢化率は2015年の29.4%に対して2030年には36.3%まで増える見込みで、全国より3～5ポイント程度高く推移すると見込まれております。また、人口減少などにより国内観光客の減少が見込まれることから、経済活動停滞の解消策として外国人旅行者を誘致するインバウンドにより交流人口を拡大させることが有効であると考えております。</p> <p>このため、今後、社会資本を整備するにあたりましては、バリアフリー法においては、高齢者等の円滑な移動や施設の利用に対して支援するよう責務を国民にも課し、バリアフリー化に対して理解及び協力の促進を図っていることから、貴所を始め関係機関においても高齢者等に対する支援を図り、心のバリアフリーを推進する等、適切な役割分担により高齢者や外国人旅行者の移動等を考慮して対応することがますます重要になるものと認識しております。</p> <p>また、社会資本の整備については、これまで整備してきた多くの社会資本ストックの老朽化等による維持・更新費の増加が見込まれる中、今後さらなる人口減少や少子高齢化の進展が予測されることから、新たな整備にあたっては、市民生活において真に必要で、整備効果が大きな事業に選択と集中により取り組んでまいります。また、既存の社会資本ストックを有効活用することにより、将来の維持・更新費用の負担を抑制するとともに、市民が暮らしやすく外国人観光客等が何度も訪れたいくなるよう、まちづくりに取り組んでまいります。</p>

担当：建設政策課 河川係 主幹 工藤 淳也 内線460
都市政策課 政策調整担当 主幹 木村 敬之 内戦913

弘前商工会議所要望事項

要望事項 9 空き家・空き地の利活用対策について

要望事項の内容

○ 人口減少・少子高齢化社会対策とした、空き家・空き地を利活用した移住対策を要望

現状・経緯

近年、人口減少や少子高齢化の進行によって空き家・空き地が増加しており、弘前市内でも空き家・空き地が目立つようになってきています。中でも、適正に管理されていない「特定空き家」は安全面や衛生面、景観上において多くの問題を引き起こします。一方で、市街地においては、修繕の必要のない比較的状态の良い空き家も多く見受けられます。

弘前市においては、平成 26 年 12 月 1 日より施行された「弘前市空き家等の活用、適正管理に関する条例」により、空き家等の問題解決に向けて取り組んでいることと思いますが、人口減少対策としても、子育て世代にとどまらず、市外からの移住や定住促進のために、空き家等をより積極的に利活用していくべきだと考えます。

つきましては、人口減少・少子高齢化社会対策とした空き家・空き地を利活用した移住対策を要望いたします。

企画部 企画課
建設部 建築指導課

市の処理方針

現状・経緯

市では、空き家や空き地の利活用を図ることを目的に、平成 27 年度において、不動産業界、金融機関、弘前市の三者による「弘前市空き家・空き地の利活用に関するパートナーシップ協定」を締結し、「空き家・空き地バンク」を開設しております。また、空き家・空き地バンク運用開始と同時に、空き家・空き地の購入等に対する補助制度を設けるなど空き家・空き地の利活用の促進を図っているところです。

移住対策については、首都圏在住の移住検討者の相談に対応するため、平成 28 年 10 月にひろさき移住サポートセンター東京事務所を設置し、情報発信や相談内容に応じた情報の提供、無料職業紹介等の対応を行っております。

この対応の中で、移住検討者の主な相談内容は「仕事」に関するものが最も多く、次いで「各種支援制度」、「住まい」という順になっており、「住まい」に関する相談に対しては、空き家・空き地バンクを中心に相談者のニーズに応じた情報を提供するとともに、移住者が空き家・空き地バンクを利用した場合には補助金を上乘せするなど移住の実現に向けた支援を行っているところです。

今後の
処理
方針

現在、市が運用している空き家・空き地バンクは、空き家等を利用した移住対策として有効な制度であると考えております。

全国の多くの自治体が空き家・空き地バンクを運用しておりますが、自治体の中には、移住者と空き家のマッチングを図るコーディネーターを設置している事例や町会や仲介業者との連携で成果を挙げている事例もあることから、こうした事例も参考にしながら、引き続き、移住相談者に対して空き家・空き地バンク及び補助制度を紹介し、空き家等の利活用が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、移住検討者が空き家・空き地バンクを活用するにあたっては、登録物件が多い方がマッチングの可能性が高まることから、今後も空き家・空き地バンク協議会の会員である宅建業者と連携して物件の掘り起しを行い、登録物件の増加を図ってまいります。

担当：企画課	人口減少対策担当	総括主幹	白戸	麻紀子	内線 9 3 6
建築指導課	空き家対策係	主幹兼係長	三上	透	内線 9 6 3

弘前商工会議所要望事項	
要望事項	10 土手町一方通行規制解除に向けた検討について
要望事項の内容	○ 土手町通り（県道3号弘前岳鯨ヶ沢線）の一方通行解除に向けた調査研究の実施を要望
現状・経緯	<p>土手町通りは市内随一の繁華街として交通量が多く、事故発生率も高かったこともあり、昭和42年12月に土手町通り及び中央通り等の車両一方通行規制が実施されました。その後、中央通りは街路改良工事を行い平成元年7月に一方通行が解除されたものの、土手町通りについては、解除されることなく現在にいたっています。</p> <p>規制当時の土手町通りは、車道と歩道の区別も明確ではなく、周辺道路も狭かったことから、乗用車の急増とともに多発していた事故から人命を守るという課題解決のために、一方通行規制を実施した背景があります。しかし、規制当時の昭和40年代に比べ、交通安全意識の向上や周辺道路及び都市計画道路の整備が進み、土手町通りの街区整備が完了するなど道路事情は格段に改善されてきたものの、未だ一方通行の解除にはいたっておりません。中心市街地である土手町への来街者にとって一方通行は非常に不便であり、特に当市を初めて訪れる観光客にとっては非常にわかりにくく、土手町商店街への賑わいの創出にとっても大きなマイナス要素となっています。中心市街地の活性化や交通の利便性の向上を考えると土手町通りの一方通行解除は必要不可欠であります。</p> <p>しかし、土手町通りの一方通行解除については、安全面、バスなどの停車帯や右折レーンの確保、関係機関や周辺住民との調整などの課題もあることから、当所と連携をしながら一方通行解除に向けた社会実験も含めた調査研究を実施していただきたく要望いたします。</p>

都市環境部 都市政策課
商工振興部 商工政策課

市の処理方針	
現状・経緯	<p>土手町の一方通行規制解除については、平成15年4月に地元町会、商店街及び商工会議所から商店街の活性化を目的として解除の要望書が提出されております。この際には、地元の総意に至らなかったほか、現道のままでは自転車や歩行者の安全確保に懸念があること、さらなる交通渋滞を招く可能性があるなど問題点が多いと判断されたことから、平成15年12月に県公安委員会において解除しないという決定がなされ、現在に至っております。</p> <p>なお、交通規制に関する権限は、市ではなく県公安委員会の管轄となっており、規制の設置や解除には地元の総意が必要となるほか、道路管理者である県の協力を得る必要があります。</p>

今後の
処理
方針

土手町の一方通行規制解除については、商店街、地元町会及び住民の総意として要望をまとめていただき、市として県公安委員会に働きかけるなど関係機関等との協議・調整に向けた調査研究を行いたいと考えております。

担当：都市政策課 交通政策推進室 主幹 羽賀 克順 内線 358
商工政策課 商業振興係 主査 今 隆洋 内線 961

弘前商工会議所要望事項

要望事項	1 1	地域内公共交通ネットワークの再構築について
要望事項の内容	<p>○ 弘前市地域公共交通再編実施計画に基づき、弘前地域の公共交通ネットワーク（弘南鉄道大鰐線を含む）をまちづくりと一体で構築する取り組みを、今後も弘前市が中心となって進めていただくとともに、地域住民や観光客の利便性を高めるため、公共交通機関の IC カード導入に向けた支援を要望</p>	
現状・経緯	<p>弘前市地域公共交通再編実施計画を基本とし、中心市街地を基軸とした弘前圏域における公共交通の再編、並びに公共交通ネットワークハブ化や弘南鉄道大鰐線の活性化も含めて、域内が一体となるまちづくりを今後も弘前市が中心となって進めていただくよう要望いたします。</p> <p>また、現在、全国的に交通系の IC カードを導入している地域が増加しており、利用者の利便が図られているところです。一般的には、「Suica」が大都市圏を中心に普及率が高く、デファクトスタンダードとして確立しています。しかし、導入には多額の費用を要するため、非常に難しく地方では同等する機能を搭載する機械を導入しておりません。一例として、函館市が導入している交通系 IC カード「nimoca」は市電、バスで利用するとポイントが貯まり、乗継割引といったサービスがあります。チャージをすれば何度でも繰り返し使用でき、環境にも配慮されたものです。（函館市だけではなく IC マークのある電車・バス・鉄道・電子マネー加盟店で相互利用可能）</p> <p>地域住民や近年増加しているインバウンドへのさらなる対応のため、弘前市でも IC カード導入に向けた支援を要望いたします。また、JR 弘前駅では「Suica」が導入されていないので、弘前市でも JR 東日本へ働きかけを行っていただきたく要望いたします。</p>	

都市環境部 都市政策課

市の処理方針

現状・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 1 2 月 交通政策基本法施行 ・平成 26 年 1 1 月 地域公共交通の活性化及び再生の一部を改正する法律の施行 ・平成 27 年 2 月 交通政策基本計画閣議決定 ・平成 28 年 5 月 弘前市地域公共交通網形成計画の策定 ・平成 29 年 3 月 弘前市立地適正計画の策定 ・平成 30 年 7 月 弘前市地域公共交通再編実施計画の策定 <p>市では、都市全体の構造を見渡しながら、医療・福祉・商業等の生活に関連する施設や居住誘導によるコンパクトなまちづくりと、連携した地域公共交通ネットワークの再構築を行うことにより、コンパクト+ネットワークの実現を目指すため、弘前市立地適正化計画、弘前市地域公共交通網形成計画をそれぞれ策定し、また具体的な公共交通ネットワークを再構築していくため弘前市地域公共交通再編実施計画を策定、着手しております。</p>	
-------	---	--

今後の 処理 方針	<p>市では、今年度策定した、弘前市地域公共再編実施計画に基づき、今後計画的に公共交通の再編を着手していくとともに、路線バス、弘南鉄道、乗合タクシー等がさらに活性化されるよう、まちづくりと連携して利用促進等に取り組んでおります。</p> <p>交通系ＩＣカード導入については、弘前市地域公共交通網形成計画において導入・活用することを施策として位置付けております。導入にあたっては、各交通事業者における設備導入費用や維持管理費、導入意向を踏まえて検討する必要があることから、まずは交通事業者と連携しながら導入に向けた研究を進めてまいります。</p> <p>また、市では青森県に対して、「県内共通の交通系ＩＣカードシステム導入に向けた調整と導入支援」について要望しているとともに、ＪＲ東日本に対しては県と連携して、「交通系ＩＣカードの導入」を要望しており、今後も継続した取組を行ってまいります。</p>
-----------------	---

担当：都市政策課 交通政策推進室 主幹 羽賀 克順 内線３５８

弘前商工会議所要望事項

要望事項	1 2	日本一の生産量を誇るりんご王国を維持するための継続的な支援について
要望事項の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ りんごの更なる消費拡大を目指し、国内外への販売強化に向けた新たな市場開拓や宣伝事業の継続的な支援を要望 ○ りんごを使ったヒット商品の開発・販売ノウハウの構築を目指したセミナーや専門家派遣等の継続的な支援を要望 ○ 放任園地の有効活用と取得、機材等の貸与制度等各種制度の継続的な支援を要望 ○ 農業者の兼業化・高齢化による後継者不足対策に関する継続的な支援を要望 	
現状・経緯	<p>日本一を誇る弘前市のりんご生産ですが、高齢化や後継者不足により放任園地の増加の問題等、依然として様々な問題を抱えています。日本一のりんご生産量を維持し、更なる発展を目指すために継続して要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ りんごの更なる消費拡大を目指し、国内外への販売強化に向けた新たな市場開拓や宣伝事業の支援強化 りんごの消費拡大が、当市の大きなPRになり、経済の発展に影響を与えることから、更なる販売強化に努めるなかで、新聞・TV等のメディアだけではなく情報化社会の現代において強力な影響力のあるSNSの有効活用を通じ、国内外への積極的な宣伝・市場開拓への支援強化を要望いたします。 ○ りんごを使ったヒット商品の開発・販売ノウハウの構築を目指したセミナーや専門家派遣の無料化 消費者のニーズの多様化や、企業間の商品開発競争も年々激化し、専門的な知識が無ければ、商品開発、販売ノウハウの構築、マネジメントも含めヒット商品の開発が難しい状況となっております。より多くの企業で、専門家の派遣の利用やセミナーを受講し、企業の商品開発に活かすためにも年間を通しての活用が必要でありますので、金額的な面での負担の無い支援を要望します。 ○ 放任園地の有効活用と取得支援、機材等の貸与制度等各種支援制度の拡大 今後、農業者の就業人口の増加、高収益経営化を目指すため、規模の拡大等をしていく上で、遊休園地となっている放任園地等の有効活用が重要であります。取得資金が課題となっております。取得資金の支援があることにより、より多く放任園地の活用が期待されます。また、園地の拡大に伴い更なる経営規模の拡大や経営の多角化、作業効率の大幅向上を図るため農業用機械の整備等の支援を要望いたします。 ○ 農業者の兼業化・高齢化による後継者不足への対策強化 日本一のりんごの生産量を誇る当市は、現在、農業就業人口の減少と高齢化に伴い、農業後継者等の育成や確保が、喫緊の課題であります。 就業人口の更なる減少を防ぐためにも、依然として受診率が芳しくない状況である農業者の定期健康診断並びに定期健康診断後の精密検査の更なる受診率向上に関して、就業人口の減少の食い止めや後継者の育成を担う農業者の維持の観点から、健康問題も含めた後継者不足に関しての対策を要望いたします。 	

農林部 りんご課
 農林部 農業政策課
 健康福祉部 国保年金課
 企画部 企画課

市の処理方針

- りんごの更なる消費拡大を目指し、国内外への販売強化に向けた新たな市場開拓や宣伝事業の支援強化
- りんごの消費拡大のため、平成23年度から東京・大阪をはじめとした消費地で「弘前産りんごPRキャラバン」を開催しております。平成23年度全国9エリアから30年度までに12エリアに拡大、併せて全エリアにおいて「弘前アップルウィーク」を実施しております。
- 国外への輸出の推進については、原発事故の影響による各国のりんご輸入規制の解除や輸出環境の正常化を市からの重点要望事項と位置づけ、県を通じ国に働きかけてきております。また、果物交流を図っている台湾台南市等でのりんごキャンペーンの継続実施、関係機関（県・青森県農林水産物輸出促進協議会など）と連携しながらの新たな市場調査、輸出セミナーの開催や支援事業による輸出促進に向けた取組を行っております。
- りんごを使ったヒット商品の開発・販売ノウハウの構築を目指したセミナーや専門家派遣の無料化
- 無料で相談が受けられる制度として、青森県が主催し、毎月定期的に「ABC（あおもり食品ビジネスチャレンジ）相談会」を開催しております。これは、食産業の充実・強化を着実に推進するため、県内の農林水産物等を活用した新商品開発等について、専門家（商品開発、WEB販売等）が具体的なアドバイスや情報提供を行うもので、もちろんりんごも対象としております。
- 専門家は、青森県よろず支援拠点（公益財団法人21あおもり産業総合支援センター）、地方独立行政法人青森県産業技術センターから派遣され、県、市が連携して、地域毎に開催しており、中南地域では青森県弘前合同庁舎、県産業技術センター弘前工業研究所、食ラボひらかわで開催しております。市も担当職員が同席し、利用できそうな補助制度等の紹介などのサポートを行っております。
- 放任園地の有効活用と取得支援、機材等の貸与制度等各種支援制度の拡大
- 農地取得に関する資金については、農業経営基盤強化促進法に基づき、自らの農業経営改善計画について、市から計画認定を受けた個人及び法人（認定農業者）が規模拡大等を図る場合に利用できる「農業経営基盤強化資金（通称：スーパーL資金）」や、一定の条件を満たす農業者が利用できる「経営体育成強化資金（前向き投資資金）」等の低利または無利子の資金制度が設けられております。
- また、市内の農地については、農業委員会が年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に対する意向調査を実施しております。そのうえで、自ら耕作することが難しい方は、農地中間管理事業による借受希望者とのマッチングを実施しているほか、農業委員や農地利用集積最適化推進委員によるあっせん活動を実施するなど、遊休農地を含む農地の利用調整に努めております。
- 一方、農業者が経営規模の拡大や経営の多角化、作業効率の大幅な向上を図っていくためには、農業用機械の整備等が必要であると認識しております。国では、人・農地プランに中心経営体として位置づけられた農業者が、融資等により農業用機械等を導入する場合、融資等の残額（自己負担部分）について事業費の3割以内の額を補助する「経営体育成支援事業」があり、市としても、この制度を積極的に活用しながら、意欲的な農業者が行う農業用機械等の導入を支援しているところです。さらに、平成30年6月から市独自の補助事業である「農作業省力化・効率化緊急対策事業」を創設し、農業用機械等の導入支援を行っております。

そのほか、りんごの安定生産、省力化、低コスト化に向けた取組を支援し、生産力の強化を図ることを目的とし、「りんご園等改植事業、りんご防除機械等導入事業、果樹共済加入促進対策事業」など、多様な事業を実施し、農業者への支援を行っております。

○ 農業者の兼業化・高齢化による後継者不足への対策強化

市では、県や農協、農業委員会等と連携しながら、国の事業である「農業次世代人材投資事業」を積極的に活用し、青年就農者の育成・確保に努めているところです。さらに、平成27年度からは、大阪周辺に在住する若年無業者や就労経験の少ない若者等を受入れ、農業分野における就労経験や訓練を行う「都市と地方をつなぐ就労支援カレッジ事業」を実施し、新規就農者の確保に努めております。

健康問題については、40歳以上の国民健康保険加入者へ「国保特定健康診査」・「人間ドック」・「脳ドック」を、後期高齢者医療制度加入者へ「後期高齢者健康診査」・「歯科検診」を実施しているほか、健診受診率向上のため、健診未受診者への受診勧奨を行っております。

今年度は、農業者が多いと思われる「新和地区」や「石川地区」に、訪問による健診受診勧奨を行いました。さらに、つがる弘前農業協同組合でりんご収穫時期直前に行っている「山選果基準説明会」にて、保健師による健診の広報や、津軽みらい農業協同組合石川支店で行っている「農協まつり」にて、保健師等による血圧測定や健診の広報などを行いました。

健診の結果、精密検査が必要な者を把握し、未受診者に対し医療機関に受診するよう勧奨しております。

また、基幹産業の一つであるりんご産業を将来に向けて一層成長させていくため、平成27年度に「りんご産業イノベーション戦略」を策定しており、高効率化や高品質化、高付加価値化を目指すこととしております。特に生産基盤を強固なものとする観点から、熟練技術の可視化を目指す「りんご生産技術継承システム構築事業」や、りんご生産者を志す人や副業、パートなどによってりんご生産への参画を希望する入門者向けの研修を行う「りんご産業新規人材育成事業」、熟練生産者の蓄積疲労の緩和、解消を図るため、パワーリハビリテーションなどによってサポートする「りんご生産者活躍継続支援事業」、将来の担い手である若い世代の経営感覚醸成に向けた研修会などを行う「若手りんご生産者育成事業」のほか、技術革新などに資する先駆的な取組を支援する「りんご産業イノベーション支援事業」など、多様な人材が活躍しやすい環境構築活躍に向けた実証的な取組を進めております。

○ りんごの更なる消費拡大を目指し、国内外への販売強化に向けた新たな市場開拓や宣伝事業の支援強化

りんごの消費拡大を目的とした「弘前産りんごPRキャラバン」を継続し実施していることから、市場・青果会社等との関係強化が図られ、弘前産りんごに特化した売場による「弘前アップルウィーク」の実施店舗数・取扱数量は確実に増加傾向にあります。

今後も、これまでの取組をベースとしながら、市場や店頭でのトップセールス、自治体や企業等への表敬訪問、新聞・TV等のメディア活用やSNSを活用した取組の工夫など、新たなPR方法も取り入れながら、各エリアの特性に合わせた活動を展開し、また、開催エリアの見直し・拡大も検討し更なる販路の開拓・拡大に努めてまいります。

今後の
処理
方針

輸出の推進についても、青森りんごの評価が高い台湾台南市との果物交流を継続してきたことにより、平成29年12月には弘前市、台南市、青森県の3者による友好交流に関する覚書を締結し、今まで以上に、活発な交流の促進が期待されます。

これからも、交流事業を継続し新たな販路拡大を推進するとともに、輸出候補国での市場調査や商談に対する支援に加え、新たに輸出先の開拓や販売促進に係る支援策を増強して、りんごの輸出促進を図ってまいります。

- りんごを使ったヒット商品の開発・販売ノウハウの構築を目指したセミナーや専門家派遣の無料化

りんごを使った新商品の開発、販売については、ABC相談会を活用して、付加価値の高い商品づくりやこれに伴う事業拡大等に取り組んでいただきたいと思います。ABC相談会については、広報誌、HPなどで周知を図り、より多くの方が活用されるように努めてまいります。

- 放任園地の有効活用と取得支援、機材等の貸与制度等各種支援制度の拡大

引き続き農業制度資金の周知を図るほか、農地中間管理事業による担い手への農地集積の促進や、遊休化する前に農業委員会と連携し農地のあっせんを行うなど、農地の活用促進を図ってまいります。

同時に、農地中間管理事業や耕作放棄地対策事業の周知を図り、耕作放棄地の発生防止及び再生を行い、農地の有効活用にも努めてまいります。

また、国の「経営体育成支援事業」等を活用し、農業用機械等の導入に係る農業者の負担軽減を図るとともに、市独自の「農作業省力化・効率化緊急対策事業」を実施するなど、農業者への機械等の導入支援を行ってまいります。

- 農業者の兼業化・高齢化による後継者不足への対策強化

引き続き、国の事業を活用しながら新規就農者に係る負担軽減を図りつつ、一人でも多くの新規就農者が定着できるよう県や農協、農業委員会とも連携しながら、新規就農者の育成・確保に努めてまいります。

健診については、健診未実施者への受診勧奨を農業者が多い地区へ展開し、健診の大切さを伝え、受診につながるよういたします。また、健診の周知についても、引き続き、広報ひろさき及び農業ひろさきを通じて行うほか、農協と連携をし、各農協の広報紙を通じても行なってまいります。

健診受診後の精密検査未受診者に対する医療機関への受診勧奨も引き続き行ってまいります。

また、りんご産業イノベーションを推進し、様々な角度から取組を進め、りんご産業の魅力の拡大と多様な人材が活躍できる環境づくりを通して、当市りんご産業の一層の成長を目指してまいります。

担当：りんご課	販売促進係	主幹兼係長	齊藤 弘行	内線 587
農業政策課	農産係	係長	齋藤 大介	内線 585
農業政策課	農業振興係	係長	丸岡 基洋	内線 581
国保年金課	国保運営係	係長	三上 礼興	内線 206
企画課	産業イノベーション担当	主査	榊 真一	内線 992

弘前商工会議所要望事項

要望事項	13	インバウンド観光客を想定した弘前市公衆無線 LAN 環境の高度化ならびにポータルサイトの制作について
要望事項の内容	<p>○ 市へのさらなるインバウンド観光客の来訪が見込まれる中、利用者の立場に立ったインターネット接続環境の整備を目指し、当所との協働による調査研究の実施を要望</p> <p>○ 市内の観光施設や飲食店の情報のみならず、公共交通の利用方法や日本でのマナーなどまで、外国人旅行者にとって必要な情報を効果的かつ効率的に提供するためのポータルサイトの制作を要望</p>	
現状・経緯	<p>○ 近年の急激なインバウンド旅行者の増加を背景に、外国人が一人歩きできる通信環境（FREE Wi-Fi）の整備づくりが、総務省・観光庁の呼びかけにより、急ピッチで進められております。日進月歩の技術革新により、公衆無線 LAN 環境の高度化についても、その状況は目まぐるしく変化しております。そのような状況の中で、弘前市では今年10月に弘前公園内の公衆無線 LAN について、新たな設備やシステム導入による環境整備による利便性向上を予定しており、その後は民間と連携しながら中心市街地エリアにおいても順次整備を予定していることと思います。</p> <p>他県では個人旅行者が使う観光タクシーでモバイルWi-Fiルーターを搭載したタクシーが導入されているだけでなく、安い価格でネットに接続が可能なSIMカードをホテルフロントなどで販売するなど、Wi-Fi環境の脆弱性を補完する取り組みを行っている地域もあります。</p> <p>様々な状況を鑑みて、弘前市と当所でのWi-Fi環境整備についての意見交換の場を創出するほか、他民間事業所と連携した先進地視察などの調査研究を行うことを引き続き要望します。</p> <p>○ 外国人観光客のほとんどはWi-Fiを利用し、特にFITと呼ばれる個人旅行者の多くは、自らWEBサイト（ホームページ）やSNS等で現地の情報収集を積極的に行うことから、街なかにある店舗で飲食や買い物をする機会が多くなります。公衆無線LANへアクセスした際のトップページに、市内のモノやサービスの情報を集約し、公共交通の利用方法や日本でのマナーなどの情報も併せて閲覧できるポータルサイトが表示されることで、利用者にとってわかりやすく効果的な情報発信が可能となり、結果として観光消費額の向上に寄与することが予想されます。</p> <p>公衆無線LANへのアクセスは訪日外国人のみならず日本人観光客も多く利用するため、市内の情報を効果的に、わかりやすく提供することができるツールとして、当所や様々な団体が飲食や観光、物販などの情報発信の場として活用していくことも想定されることから、公衆無線LANアクセス時のトップページとなるポータルサイトの制作を要望いたします。</p>	

観光振興部 国際広域観光課
財務部 情報システム課
商工振興部 商工政策課

市の処理方針

現状・経緯	<p>○ 市は、外国人観光客等の利便性を向上させるために、公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備を順次行っております。</p> <p>平成30年10月に弘前公園の全てのWi-Fi設備を更新及び増設したほか、弘前駅観光案内所等の市が設置しているWi-Fi設備の大部分を更新し、システムを新たに導入しました。</p> <p>更新後は、電波が強く繋がりやすくなり、さらに再接続が便利になり快適性が向上しました。認証方式についても「メールアドレスによる認証」のほか「OpenID（SNS）認証」もでき、また、認証画面は14言語に対応するなど、外国人観光客等への利便性が向上しました。</p> <p>○ 現在、外国人向けの公衆無線LAN（Wi-Fi）接続時のトップページは、公益社団法人弘前観光コンベンション協会のホームページに設定しており、弘前を訪れた外国人観光客の観光情報の収集に活用いただいております。</p> <p>このサイトは、観光情報を中心に、旅マエ（旅行選定時の検索・準備）及び旅ナカ（旅行期間中の活用）向けと、随時アップデートが行われており英語等による情報も充実しておりますが、公共交通の利用方法、日本でのマナー、飲食店やホテルなどの詳しい情報は掲載されておられません。</p>
今後の処理方針	<p>○ 新しいシステムでのWi-Fiの展開をさらに進めてまいります。</p> <p>また、貴所とのWi-Fi環境整備に関する意見交換を行うほか、協働して調査研究を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>○ 市では、これまでも弘前市インバウンド推進協議会などでも協議してきたとおり、世界最大手検索サイトでも上位に表示され、観光情報以外についても、各団体と連動し、随時追加掲載をし、充実を図っている公益社団法人弘前観光コンベンション協会のホームページをポータルサイトとすることが、外国人観光客にとっても最良であると考えており、市で新たに構築する考えはございません。</p> <p>ご要望の公共交通の利用方法、日本でマナー等の情報については、当該ホームページに集約、掲載することで外国人観光客にとってより充実した利便性の高い内容になるものと考えております。</p> <p>なお、WEBサイトでの飲食や物販等の情報提供については、市がこれまで運営している「地域情報システム（Ring-OWEB）」を、中心市街地における観光客等の回遊性向上と活性化につなげることを目的に、平成31年度にリニューアルの予定であり、この中で、外国語にも対応した個別の店舗情報も発信することとしておりますので、公益社団法人弘前観光コンベンション協会のホームページとの連携も検討し、効果的な情報発信を図ってまいりたいと考えております。</p>

担当：国際広域観光課 国際広域観光係 主査 石岡 和仁 内線919
 情報システム課 情報化推進係 主幹兼係長 伊藤 靖記 内線370
 商工政策課 商業振興係 係長 鼻和 孝夫 内線259

弘前商工会議所要望事項	
要望事項	1 4 「弘前の地酒とシードルで乾杯条例」の早期実現について
要望事項の内容	○ 条例の早期制定に向け機運を醸成するために民間が行う取り組みに対する支援を要望
現状・経緯	<p>平成25年1月に京都市が制定して以来、地元産の酒の消費拡大を図る乾杯条例は全国各地に広がっており、秋田県や山形県、福島県などで制定され、青森県内においても平成26年11月に黒石市、平成27年3月に鱒ヶ沢町が施行しています。</p> <p>個人の嗜好に関する問題などがありますが、弘前市は、日本酒・シードル共に様々な賞を受賞するなど、日本酒・シードル共に高いブランド力があり、弘前独自のブランドの関心を高めていく上でのさきがけとなりうる存在であります。乾杯運動のみの普及啓発活動だけではなく、乾杯条例制定により、市や業者などの更なる連携・協力を促進し、県外からの観光客など様々なターゲットに対し、消費拡大並びにPR、普及啓発を図ることができます。本条例の早期制定に向け、機運を醸成するために民間が行う取り組みについての協力を要望いたします。</p>

商工振興部 商工政策課

市の処理方針	
現状・経緯	<p>【乾杯条例の現状】 乾杯条例は、平成25年1月に京都市が制定して以来、全国各地で制定が相次いでおり、本県においても平成26年11月に黒石市、平成27年3月に鱒ヶ沢町が制定しております。 その一方で「個人の嗜好の問題」などとして条例化に至らなかった自治体も存在しております。（宮崎県都城市）</p> <p>【当市の日本酒・シードル】 名峰岩木山の恵みを受けた当市は、江戸時代から続く老舗などの日本酒蔵元が6つもある、県内でも有数の地酒づくりが盛んな地域です。世界規模や全国規模の大会においても金賞を受賞するなど、当市の日本酒に対する評価は大変高いと言えます。 また、シードルについても世界規模の大会で受賞するなど高い評価を得ております。</p>

○弘前産日本酒の受賞歴

・インターナショナルワインチャレンジ S A K E 部門

- 平成 2 5 年 4 月 六花酒造 大吟醸じょっぱり (金賞)
齋藤酒造 六根 翡翠 純米大吟醸酒 (金賞)
平成 2 6 年 4 月 六花酒造 純米大吟醸 じょっぱり華想い (金賞)
平成 2 8 年 5 月 六花酒造 純米大吟醸 じょっぱり華想い (金賞)
平成 2 9 年 4 月 六花酒造 純米大吟醸 じょっぱり華想い (銀賞)
齋藤酒造 K J 松緑 六根 オニキス (入賞)

・全国新酒鑑評会

- 平成 2 6 年度 三浦酒造 豊盃 (金賞)
六花酒造 じょっぱり (金賞)
平成 2 7 年度 三浦酒造 豊盃 (金賞)
六花酒造 じょっぱり (入賞)
平成 2 8 年度 六花酒造 じょっぱり (入賞)
平成 2 9 年度 六花酒造 じょっぱり (金賞) 等

○弘前産シードルの受賞歴

- 平成 2 8 年度 タムラファーム(株) タムラシードル (S w e e t、B r u t)
(ポムドール賞 アップルスパークリングワイン部門)
平成 2 9 年度 タムラファーム(株) タムラシードル (紅玉)
(ポムドール賞 アップルスパークリングワイン部門) 等

【当市及びBUYひろさき推進本部のこれまでの取組】

当市及びBUYひろさき推進本部では、地酒やシードルの普及啓発の取組として、広報ひろさきやホームページでのPR活動、既に条例を制定している自治体へのアンケート調査、宿泊施設や飲食店に「弘前のお酒で乾杯運動」協力依頼・啓発チラシ配布、実態調査などを実施しております。また当市物産品の「ひろさき受賞商品PR大作戦」により、全国・国際レベルで受賞した商品を様々な場面で日本酒やシードルもPRしており、その他、りんご公園でのシードルナイトの開催や国内外の物産展等においてもPRを行っております。

○平成 2 7 年度の取組

・既に条例を制定している自治体へのアンケート調査

(平成 2 7 年 6 月実施 照会：3 6 自治体／回答：3 1 自治体)

アンケート調査では「条例制定は大きな効果があった」が 6 %、「少し効果があった」が 7 4 % の回答を頂いておりますが、「条例を制定することが目的ではなく、地域に即した取組を行うことが重要」や、「嗜好品のため、好まない人への配慮が必要」、「条例制定後も条例の主旨等PRできる場を作っていくことが必要」などのご意見も頂いております。

・広報ひろさき・市ホームページでの啓発

(平成 2 7 年 1 2 月実施 「年末年始は弘前のお酒で乾杯」)

・国内外の物産展等において日本酒・シードルの販売・PR

・りんご公園シードルナイト開催

○平成 2 8 年度の取組

・宿泊施設・飲食店への啓発チラシ配布・実態調査

(平成 2 8 年 1 2 月実施 配布件数 5 9 件)

	<p>実態調査の結果では、現在、弘前のお酒での乾杯をお薦めしているのは3割程度で、「よい取組だ」というご意見がある一方で、「お客様の嗜好の問題がある」という慎重なご意見もありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページでの啓発 (平成28年12月実施 「年末年始は弘前のお酒で乾杯」) ・ガイドひろさきに啓発広告掲載 ・ひろさき受賞商品PR大作戦 <ul style="list-style-type: none"> ①ひろさき受賞商品認定 ②市ホームページでPR ③首都圏の企業内で行う物産展にて販売・PR ④ふるさと納税の返礼品 ・国内外の物産展等において日本酒・シードルの販売・PR ・りんご公園シードルナイト開催 <p>○平成29年度の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体への周知 ・ひろさき受賞商品PR大作戦 <ul style="list-style-type: none"> ①市ホームページでPR ②首都圏の企業内で行う物産展にて販売・PR ③ふるさと納税の返礼品 ・国内外の物産展等において日本酒・シードルの販売・PR ・りんご公園シードルナイト開催 ・ガイドひろさきに啓発広告掲載 <p>○平成30年度の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御所食品・農産物部会へ市方針を説明 ・受賞商品PR販売促進 <ul style="list-style-type: none"> ①市ホームページにてPR ②市本庁舎1階市民ギャラリーにてPR ③首都圏の企業内で行う物産展にて販売・PR ④ふるさと納税の返礼品 ・国内外の物産展等において日本酒・シードルの販売・PR ・りんご公園シードルナイト開催 ・ガイドひろさきに啓発広告掲載(予定)
<p>今後の 処理 方針</p>	<p>乾杯条例制定の目的は、主として、乾杯を推進することで地元の日本酒やその他の酒類を普及啓発し、消費拡大を図ることにあります。</p> <p>当市及びBUYひろさき推進本部では、地酒やシードルなどの消費拡大を図るためには、まずは積極的な普及啓発活動が重要であると考え、これまで様々な手段を用いて、乾杯条例制定と同じ目的達成に向け取り組んでまいりました。</p> <p>市といたしましても、乾杯条例の制定に向かうためには、上記のような様々な普及啓発の取組を積み重ねていくことにより、条例制定に対する市民の機運の盛り上がりが必要だと考えております。併せて、条例制定による効果が一過性のものでなく、持続性が必要であると考えております。</p> <p>市では、今後とも積極的に地酒やシードルの普及啓発活動に努めるとともに、条例制定に向けた体制を整える準備や機運を醸成するために民間が行う取組の協力体制について、貴所と協議・検討してまいりたいと考えております。</p>

担当：商工政策課 物産振興担当 主査 花田 孝文 内線252

弘前商工会議所要望事項	
要望事項	1 5 新規創業者・若手クリエイターの支援について
要望事項の内容	○ 新規創業者・若手クリエイターを対象とした、土地・建物借受に係る経費補助、シェアオフィスの導入の検討を要望
現状・経緯	<p>現在、弘前市の政策として賃借料補助の対象となっているのは、空き地・空き家を活用したものに限られており、ビルの一室を借りる等の場合は利用できません。創業支援の一環として、新規創業者の土地・建物借受に係る経費補助があることにより、新規創業を促し、将来的な定住人口の確保、雇用の拡大が期待されます。</p> <p>また、新規創業の場や若手クリエイターの創作の場として、シェアオフィスのような空間があることにより、創業者・クリエイターの経済的負担が軽減され、より事業に集中できる環境づくりができます。弘前市は2020年に(仮称)弘前市芸術文化施設が開館する予定となっており、若手クリエイターが今後ますます活躍する土地となることが予想されます。</p> <p>そのためにも、新規創業者・若手クリエイターを対象とした、土地・建物借受に係る経費補助、シェアオフィスの導入を検討していただくことを要望いたします。</p>

商工振興部 産業育成課

市の処理方針	
現状・経緯	<p>市では、新規創業者及び若手クリエイターの支援施策として、青森県と連携して「創業チャレンジ融資」及び「空き店舗活用チャレンジ融資」を実施し、利用者の負担を軽減するため、利子や保証料の補助を行っております。また、小売・サービス業向けにはありませんが、中心市街地の空き店舗を活用し、新規出店又は移転する事業者に対して、「弘前市空き店舗活用支援事業費補助金」で改修費の支援を行っているところです。</p> <p>シェアオフィスのように空間を共有するという観点では、過去に「店舗シェアリング支援事業費補助金」として中心市街地の空き店舗等を細分化し、低家賃で貸し出すなど、新規出店希望者が中心市街地で出店しやすい環境を整備する事業者に対し、必要な費用の一部を支援しておりましたが、出店希望者の減少などもあり、平成28年度末に事業を廃止したところです。</p> <p>また、平成28年度に、創業・起業支援拠点施設であるひろさきビジネス支援センターの利用者及び創業者を対象に実施したアンケート調査において、1週間に複数回利用したいと回答した方が少数であったことに加え、既に民間事業者が運営するシェアオフィスが中心市街地に設置されていることなどを総合的に勘案し、現在は設置を見送っております。</p>

今後の 処理 方針	<p>新規創業者及び若手クリエイターへの土地・建物の賃貸借に対する賃料補助及びシェアオフィスの設置については、現在のところ考えておりませんが、市では、創業・起業への支援については重要な施策と認識しており、既に支援策を講じている他自治体の状況を研究したいと考えております。</p> <p>また、新規創業者・若手クリエイターへの支援としては、ひろさきビジネス支援センターが実施する個別相談対応及びセミナーの開催等を通じて、創業や安定した経営が実現できるよう、引き続きサポートを行ってまいります。</p>
-----------------	---

担当：産業育成課 主事 木村 匠 内線433

弘前商工会議所要望事項	
要望事項	16 人口流出の抑制、地元企業の事業拡大、県外企業の誘致のため、市として産業用地の確保・提供に関する積極的な対応・協力について
要望事項の内容	○ 人口流出の抑制、地元企業の事業拡大、県外企業の誘致のため、現在不足している産業用地の確保、用地の提供をするにあたっての許認可等に関する積極的な対応・協力について要望
現状・経緯	<p>市で保有していた産業用地は、北和徳工業団地、藤代工業団地、オフィシャルカディアであったが、現在は保有する用地はない状況であります。また、市として新たに用地を保有する予定は今のところありません。</p> <p>産業用地が不足している現状は、地元企業の事業拡大や県外企業の誘致、流出人口の抑制に支障をきたしております。また、用地提供にあたっての許認可に関してハードルが高い現状から、今後、市として産業用地の確保や許認可に関して積極的な対応・協力を要望いたします。</p>

商工振興部 産業育成課

市の処理方針	
現状・経緯	<p>製造業等については、受け皿となる産業団地が完売していることから、不動産業界と連携し、遊休地や空き物件の情報を事業者提供しておりますが、物件の立地条件が事業者の希望内容と一致せず、企業誘致が進みにくい状況にあります。</p> <p>このことから、平成29年度より庁内関係課で構成する「弘前市立地環境整備検討委員会」において、産業用地確保に向けた課題の整理や方向性の検討を進めており、また、平成29年12月には工場立地法に基づく事業者の必要緑地面積の規制について、緩和措置に向けた条例改正を実施しております。</p> <p>また、事業者自らが産業用地を確保する際の許認可に関しては、平成29年度に整備しました「企業立地ワンストップ窓口制度」を活用することで、庁内関係課が連携して事業者の工場立地に向けて取り組んでおります。</p>
今後の処理方針	<p>産業団地の整備の有無にかかわらず、新たな雇用の場の確保は、地域経済の活性化と、人口減少社会の中で、特に若者の流出を防ぐためにも、市として重点的に取り組まなければならないものと考えております。</p> <p>その上で、新たな産業団地の整備については、企業誘致の促進や市内既存企業の事業拡大に対応する手段の一つとして、当市において検討すべき長年の課題であると認識しております。</p> <p>一方で、仮に産業団地の整備を進めるとしても、具体的な調査から分譲開始まで一定の期間を要することや、整備後の売れ残りリスクなども考慮する必要があります。</p> <p>このことから、産業団地整備の必要性については、造成を前提とするものではありませんが、平成30年度に実施している立地拠点形成調査業務による内容を基礎材料とし、将来的な景気等の社会情勢に鑑みながら、総合的かつ慎重に、今後も継続して検討していくことが重要であると考えております。</p>

担当：産業育成課 総括主査 荒谷 純一郎 内線433

弘前商工会議所要望事項	
要望事項	17 働き方改革等に伴う計画的な発注と適切な工期設定について
要望事項の内容	○ 設計・精算を前年度までに完了させることによる早期発注、繰越制度の適切な活用などにより、計画的な発注及び適切な工期設定を要望
現状・経緯	<p>改正労働基準法など計8本の法律を束ねた「働き方改革関連法」が可決、成立されました。これまで対象外だった建設業も5年間猶予されるとは言え、時間外労働時間も大幅に縮小されることとなり、違反した雇用主には罰則も科されることとなっています。</p> <p>長時間労働の是正や休日の確保(週休2日の推進)への取り組みに関しては発注者の理解が無ければ成し遂げられません。</p> <p>つきましては、債務負担行為の積極的な活用を含め、設計・積算を前年度までに完了させることによる早期発注、繰越制度の適切な活用などにより、計画的な発注及び適切な工期設定を要望いたします。</p>

企画部 法務契約課

市の処理方針	
現状・経緯	<p>市においては工事発注時期の平準化を図るため、債務負担行為の設定（いわゆる「ゼロ市債」）による早期発注に努めております。ゼロ市債の活用により前年度中に設計と契約を終えて、年度当初からの工事着工が可能となるものであり、平成30年度実施工事のうち39件（請負金額1億8千582万円）をゼロ市債として発注しているほか、平成30年第4回市議会定例会においても、建設工事に係る2億1千410万円の債務負担行為の設定を含む補正予算が可決され、平成31年度実施工事の一部を年度内に発注する予定となっております。</p> <p>また、発注にあたっては、県が発行する土木工事標準積算基準書による標準工事日数等を参考に、現場及び工事内容等に配慮した適切な工期設定に取り組んでいるほか、年間の発注見通しを策定し、年間を通じて切れ目ない発注となるように努めております。</p>
今後の処理方針	<p>今後もゼロ市債を積極的に活用し、早期発注による年間を通じた業務量の平準化に努めてまいります。</p> <p>また、工事の発注にあたっては、今後も国及び県の動向を参考に適切な工期の設定に努めるとともに、現場の状況や受注者との協議結果等を踏まえ、工期の変更についても適正に執行し、良好な現場環境を整えてまいります。</p>

担当：法務契約課 課長補佐 笹森 栄城 内線229

弘前商工会議所要望事項	
要望事項	18 行政と経済団体（若手経営者）との定期的な意見交換の実施について
要望事項の内容	○ 市の活性化に繋がる様々な事業について、行政と経済団体が連携して実施していくため、市長以下幹部職員と若手経営者の定期的な意見交換会の設置を要望
現状・経緯	市の活性化に繋がる事業（古都ひろさき花火の集い、The 津軽三味線、津軽の食と産業まつり、プロ野球等への支援）については、行政の協力を得ながら当所青年部が主体となって実施しています。 街の活性化には未来の弘前を担う若手経済人の実行力が不可欠であるため、それぞれの事業遂行について行政側である市長以下幹部職員との定期的な意見交換の場を要望いたします。

商工振興部 商工政策課
観光振興部 観光政策課
市民文化スポーツ部 文化スポーツ振興課
企画部 広聴広報課

市の処理方針	
現状・経緯	市内で開催されている古都ひろさき花火の集い、The津軽三味線、津軽の食と産業まつり等の実施に際しては、貴所青年部が実行役の中心となって活躍され、市の活性化に寄与されています。 こうした催事の実施にあたっては、その効果を鑑み、市も協力してきたところであり、企画段階から実務者レベルで事業遂行に向けた調整を図ったうえで臨んでいるところです。
今後の処理方針	市では、市長以下幹部職員だけでなく、職員一人ひとりが現場で得た市民からの意見・情報を各部署で集約・整理したうえで、施策に反映させる広聴活動を行っていくこととしております。 このような取組を通じて、今後もそれぞれの事業の実施に向け、会議等の場で得た市民や皆様からの声を施策に生かしてまいります。

担当：商工政策課	商業振興係	係長 鼻和 孝夫 内線 2 5 9
観光政策課	政策調整担当	総括主査 太田 耕介 内線 5 3 5
文化スポーツ振興課	スポーツ推進係	係長 工藤 隆夫 内線 9 0 3
広聴広報課	広聴広報担当	主事 大澤 達哉 内線 2 6 9

弘前商工会議所要望事項	
要望事項	19 高齢者及び女性の復職支援について
要望事項の内容	○ 定年退職等をして離職した高齢者、出産や育児で離職した女性の復職支援に関する要望
現状・経緯	日本商工会議所が調査した「人手不足等への対応に関する調査」（平成30年調査）において、全体の65%の企業で人手が「不足している」と回答しており、昨年の調査よりも「不足している」と回答している割合が約5ポイント上昇し、4年連続で人手不足感が強まっています。弘前市においても、人口の減少、少子高齢化、若者の県外流出による人手不足が深刻化している中で、労働人口の確保が急務となっており、働く意欲と能力のある高齢者の方の活用と出産や育児で仕事を離れた女性の活用は喫緊の課題と考えます。企業側として高齢者・女性の積極的な活用も必要ではあるものの、弘前市としても、一度離職した高齢者や女性の積極的な社会参加を促し復職支援を推進していただきますよう要望いたします。

商工振興部 商工政策課
健康福祉部 福祉政策課

市の処理方針	
現状・経緯	<p>市では、地元企業の人手不足・人材不足対策及び働きたい高齢者や女性が働くことができる環境づくりなどの観点から、高齢者や女性の就職支援に取り組んでおります。</p> <p>高齢者に対しては、希望に応じた臨時的・短期的な就労の機会を確保し、生きがいの充実・社会参加の推進を図り、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与している社団法人弘前市シルバー人材センターに対し補助金を交付し、高齢者の就労活動への支援を行っております。また、高齢者の社会貢献意欲に応えた就労機会の確保が求められている一方で、福祉分野においては、恒常的な人材不足にある現状を踏まえ、平成30年度には、福祉事業者の理解と協力のもと、同センターを活用した新たな雇用機会を創出する「シニア世代元気活躍推進事業」を実施しております。結婚や出産等で離職した女性の復職支援として、平成26年度から、就業に必要な資格取得及びキャリアカウンセリングなどを支援する「若年者と女性のための資格取得支援事業」を実施しております。</p>

今後の
処理
方針

結婚や出産等で離職した女性の復職支援として、就業に必要な資格取得支援について引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますが、平成31年度からは、対象となる資格の拡大及び高齢者も対象とするなど制度の見直しを予定しており、希望する業種・職種の企業への就職及び定着の推進に努めてまいります。併せて、地元企業での高齢者雇用を更に推進するためのセミナー等の開催も予定しております。

加えて、例えば、農業など人手不足が課題となっている業種などを対象にした、短時間でも働くことができる仕組みの構築など、高齢者や女性が復職しやすい雇用環境づくりについても検討してまいります。

また、高齢者の就労を促進するためには、就業しやすい環境や就業条件に合致した仕事の掘り起こしが必要であることから、その役割を担う弘前市シルバー人材センターの円滑で安定的な運営と会員の新規就業先の開拓、就業者数増につなげる支援として、同センターに対する補助金の交付を今後も継続し、元気な高齢者の社会貢献意欲や労働意欲を踏まえた雇用機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

担当：商工政策課 就労支援係 主幹兼係長 澁谷 卓 内線918
福祉政策課 総務係 主幹兼係長 田澤 千佳 内線523

